

家畜衛生レポート

同一地域の4採卵鶏農場において連続発生した高病原性鳥インフルエンザの防疫対応

千葉由純, 木村裕子

令和7年1月, 盛岡市内の採卵鶏を飼養する大規模養鶏場4戸において高病原性鳥インフルエンザ (HPAI) が相次いで発生した。本県では初の続発事例となり, 約118万羽が殺処分された。県内外の関係機関の協力を得て1月中旬に防疫措置を完了し, 3月~6月にかけて全農場が経営を再開した。ここでは, 発生状況と防疫措置中に行ったまん延防止対策の概要を報告する。

【発生状況】

当該地域には, 半径1km以内にHPAI発生農場の系列農場が7戸 (採卵鶏5, 採卵育成2), 他系列の肉用鶏農場が3戸所在する (図1)。1月1日, 採卵鶏12万羽を飼養する農場から当所に「死亡羽数が増加した」旨の通報があった。立入検査の結果, 数羽に沈鬱が認められた。簡易検査の結果, 対象とした10羽 (死亡8, 生鶏2羽) のうち9羽がA型インフルエンザ陽性と判定されたため, 精密検査が進められた。剖検では, 脾臓に白色点状巣の多発, 脾臓に灰白色病巣

の多発及び肺の水腫が複数羽に認められた。遺伝子検査の結果, 全10羽からH5亜型遺伝子が検出, 農水省との協議の結果, 1月2日9時に疑似患者と診断された。その後, 同系列の採卵鶏農場3戸においてHPAIが相次いで発生した (表1)。原因ウイルスは

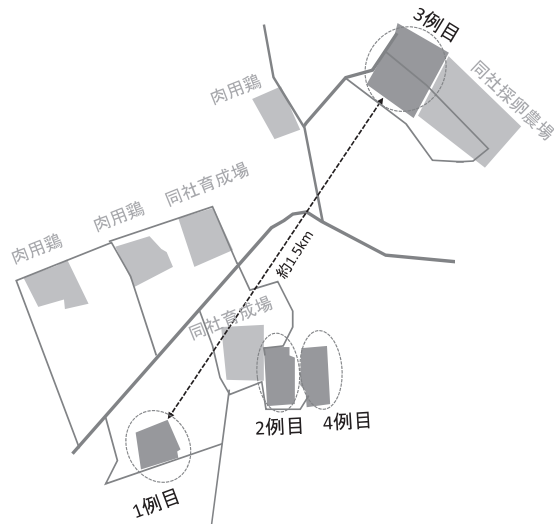


図1 発生農場及び周辺農場の位置図

表1. 各事例における農場及び防疫措置等の概要

	1 例目	2 例目	3 例目	4 例目	合計
発生日	R7.1.2	R7.1.11	R7.1.22	R7.1.22	
発生鶏舎の日齢 (日齢)	475	619	596	507	
処分羽数 (羽)	12 万	40 万	36 万	30 万	118 万
防疫措置完了日	R7.1.6	R7.1.16	R7.1.31	R7.1.30	
同日までの期間 (日間)	5	6	10	9	
周辺の移動等の制限解除日	R7.3.1	R7.3.1	R7.3.1	R7.3.1	
同日までの期間 (日)	59	50	39	39	
防疫措置従事者数 (のべ・人)	3,660	4,240	3,990	2,032	15,861
県・国・市町村以外の防疫従事者		県外獣医師 自衛隊	県外獣医師 自衛隊 民間	県外獣医師 民間	
経営再開日	R7.4.30	R7.3.15	R7.6.30	R7.4.28	

いずれも H5N1 亜型であり、HA タンパク質開裂部位の推定アミノ酸配列は強毒タイプと判定された。

【防疫措置の概要】

1 例目の簡易検査の結果判明が元旦であったにも関わらず、事前に県と協定が結ばれていた建設機材レンタル協会、トラック協会、高圧ガス保安協会、バス協会、建設業協会等の尽力により、いずれの症例においても、翌朝の疑似患畜決定時には農場敷地内に現地拠点施設が設置され、炭酸ガスボンベを含む各種資材が運び込まれ、県職員からなる作業支援員による殺処分が開始された。1 例目ではポリバールを使用した炭酸ガスによる安楽殺が行われた。2 例目及び 4 例目では、殺処分用コンテナが併用された（図 2）。鶏卵は GP センターを活用して箱詰めされ、殻割れによる液漏れが防止された。鶏舎内の鶏糞はコンベアーまたはローダーを使用して鶏舎外のフレコンバックに投入された。フレコンバックに投入された鶏の死体、鶏卵、鶏糞及び飼料の汚染物品は、県の土木部及び建設業協会によってトラックで運搬し、農場敷地内または敷地外の農場所有地に掘削された埋却溝に埋却処分された。汚染物品が除去された鶏舎では、農場職員が中心となって防疫作業支援員とともに徐糞・清掃を行い、逆性石鹼の噴霧によって消毒した。鶏舎外の敷地には、消石灰をくまなく散布し、消毒が完了した。

2 例目以降は飼養規模がさらに大きく、3 及び 4 例目が同時に発生したことから、県職員に加え、自衛隊、民間業者、市町村職員及び農政局職員等の協力を得て実施した。最終的に 1 月 30 日にすべての農場の防疫措置が完了し、これに要した人員は延べ 15,861 人であった（表 1）。

今回は養鶏場密集地域での発生であり、連続して発



図 2 鶏を収容したゲージ（右）4 台を殺処分用コンテナ（左）に格納して炭酸ガスを注入した

生が認められたことから、以下の対策を行った。

ゾーニングの強化：2 例目及び 4 例目の防疫措置においては、それぞれの農場に未発生農場が隣接することから、交差汚染の防止が課題となった。2 例目は、当該農場のほか、近接する未発生 2 農場と車両消毒装置が共有されていた。2 例目発生後、発生農場の出入口を集約したが、汚染物品の埋却地が衛生管理区域外にあったため、1 農場の飼料等の運搬ルートと汚染物品の搬出ルートの重複は不可避であった。このため、未発生 2 農場では、車両等の動線を制限するとともに、新たに出入口に車両消毒用の動力噴霧器を設置した。4 例目は、82 万羽規模の採卵鶏農場が隣接していた。この隣接する農場は、元々は 4 例目農場と同一の衛生管理区域であったが、令和 6 年の秋に「分割管理」として別農場に区分されていた。ただし、飼料及び鶏卵の運搬車両は、消毒を実施した上で互いの衛生管理区域を通過していた。4 例目の発生後、飼料の運搬は、発生農場の衛生管理区域に入らないよう動線が区分された。GP センターを通過した鶏卵は、発生農場の衛生管理区域を通過する必要があったことから、国との協議の上、車両消毒箇所を増設し強化することで対応した。

塵埃の飛散防止：HPAI に感染した鳥類の羽毛には同ウイルスが含まれることから、羽毛等の塵埃の飛散を防止するよう努めた。全 4 農場がウィンドウレスまたはセミウィンドウレス鶏舎であったため、大型換気扇による強制換気が行われるが、塵埃飛散防止のため停止するよう努めながら、防疫作業が行われた。しかし、自然換気のみでは鶏舎内の温度が上昇し、防疫作業員の作業環境が悪化したため、完全な停止は不可能であった。一部の鶏舎では、鶏糞をピットから鶏糞ベルトにより排出し、直接トラックに積載できる構造となっていた。これを利用して鶏糞をフレコンバックに投入する際、塵埃が舞うことから、あらかじめ鶏舎内で鶏糞に消毒液を噴霧するとともに、ベルトの末端に手作りのカバーを設置することで塵埃の飛散防止を図った（図 3）。

周辺農場の肉用鶏の早期出荷：本病の連続発生を受け、当該地域から感受性動物である鶏をできるだけ減少させるため、半径 1km 以内に所在する肉用鶏農場に対して早期の出荷を要請した。農林水産省の「HPAI に関する特定家畜伝染病防疫指針」（防疫指針）では、発生農場から半径 3km 以内の移動制限区域に飼養される生きた家きんは、食鳥出荷を含めて移動が制限される。しかし、防疫指針が令和 6 年 10 月に改定され、同半径 10km 以内の区域に所在する食鳥処理



図3 自作のカバーで塵埃の飛散を防止

場に限り、条件付きで出荷が認められるよう範囲が拡大された。この規定を適用し、出荷家さんの HPAI ウイルス遺伝子検査を実施して陰性であることを確認した上で食鳥出荷が行われた。

【経営の再開に係る対応】

防疫措置完了後、農場が主体となり、鶏舎の水洗及び消毒が反復実施された。各農場において鶏舎の破損部分が修繕され、必要に応じて人・物の動線を改善し、再発防止が図られた。この上で、鶏舎環境及び少数の鶏を鶏舎にまんべんなく配置された「おとり鶏」を対象に HPAI ウイルス遺伝子検査が実施され、全て陰性が確認された。その後、鶏が導入され、経営が再開された（表1）。

【考察】

HPAI 防疫指針では、本病の疑似患畜が決定された後、原則として、24 時間以内に殺処分、72 時間以内に汚染物品の埋却及び鶏舎消毒を行うことを目安として防疫措置を完了させることとされている。本県では、ゲージ飼育の採卵鶏については6.6 万羽規模において、防疫指針で定める期間内に防疫措置を完了できるよう体制を整備している。今回の防疫措置は、1 例目（12 万羽）、2 例目（40 万羽）及び3 例目と4 例目の同時発生（66 万羽）において防疫措置完了に要した時間はそれぞれ4、5 及び9 日間であり、概ね順調であったと考えられた。これは、所属を超えた県職員の連携、事前の協定に基づく建設業協会等の民間団体、発生後の要請によって派遣された自衛隊、市町村・農政局職員、民間の防疫業者及び他県獣医師の協力があつたためであり、比較的早期の経営再開につなげることができた。

令和6 年度シーズンは全国的に1 月に発生が集中し、そのうちの大半が本県を含む3 県における養鶏場密集地域での発生であった。本病が同一地域で連続発生した正確な要因は不明であったが、これらの地域においては、農場周辺の野鳥等において HPAI ウイルスの濃度が高まっていた可能性が考えられた。

現在、農林水産省では、過去に発生があつた農場や農場が密集する地域において、地域的なまん延防止対策として、発生リスクが高まった地域を「大臣指定地域」として指定し、緊急的な消毒や防塵対策を迅速に実施できるように備えるほか、野鳥等の対策が講じられるよう進めている。本県の農場においても、発生予防及び再発防止のため、これらの対策を取り入れながら、より一層の警戒と対策のレベルアップを図る必要がある。